

銚田市合併20周年記念式典業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要項

1 目的

この要領は、「銚田市合併20周年記念式典業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものとする。

※ もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調整の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものとする。

2 契約の概要

- (1) 業務名 銚田市合併20周年記念式典業務委託
- (2) 業務内容 「銚田市合併20周年記念式典業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 契約締結日から令和7年11月28日まで
- (4) 記念式典開催日・場所
令和7年10月11日（土）
銚田総合公園体育館（銚田市当間2331番地4）
- (5) 委託金額 契約上限額 10,318,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 参加資格

この要領による公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）への参加資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 国内で、国や地方公共団体、民間会社等において、本委託業務と同等もしくは、類似した業務実績があり、本業務に関する知識と能力を有していること。
- (2) 銚田市または茨城県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 破産法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないものであること。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 銚田市暴力団排除条例（平成23年銚田市条例第13号）第2条第1号又は同条第3号に規定するものでないこと。

4 実施スケジュール

実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、各項目の日程については、選定委員の都合等にあわせて適宜調整できるものとする。

項 目	日 程
公告	令和 7 年 5 月 1 日（木）
質問事項の受付期間	令和 7 年 5 月 13 日（火）午後 5 時まで
質問事項に対する回答日	令和 7 年 5 月 14 日（水）
参加表明書の受付期間	令和 7 年 5 月 15 日（木） から 令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時まで
プレゼンテーション及び 審査会の実施	令和 7 年 5 月 26 日（月）午前 10 時から予定
契約締結	令和 7 年 6 月上旬予定

5 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、指定の様式に基づき書類を作成し、提出すること。

なお、提出書類の種類と部数は、次に示すとおりとし、指定の様式を含む実施要領等の資料は、市のホームページ（URL：<http://www.city.hokota.lg.jp/>）からダウンロードすることができる。

（1）参加表明に関する書類 各 1 部

- ア 参加表明書（様式第 1 号）
- イ 参加資格要件確認書（様式第 1-2 号）
- ウ 会社概要書（様式第 2 号）
- エ 業務実施体制及び組織図（様式第 3 号）
- オ 業務実績調書（様式第 4 号）

（2）企画提案に関する書類

- ア 企画提案提出書（様式第 5 号） 1 部
- イ 企画提案書（任意様式） 2 部 ※メールでデータも提出すること
※仕様書の内容を踏まえ、具体的な内容を記載し提案すること。

（3）参考見積書（任意様式） 1 部

6 提出書類作成上の留意事項

（1）基本事項

- ア 提出書類は別紙様式に基づき作成すること。
- イ 用紙の大きさは A4 版を基本とし、余白は上 25 mm、下 25 mm、左 25 mm、右 25 mmとし、文字の大きさはワープロソフト使用の場合、10.5 ポイント程度の大きさとすること。
- ウ 企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただ

し、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

エ 企画提案書については、提出者が特定できる社名、ロゴ等は記入しないこと。

(2) 参加表明に関する書類

ア 参加表明書（様式第 1 号）に記名及び押印のうえ、令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時までに提出すること。（郵送の場合は必着）

イ 会社概要書（様式第 2 号）の基準日は、令和 7 年 4 月 1 日現在とする。

ウ 参加表明書提出後の辞退については、本市宛に辞退する旨の届出書（任意様式）を提出すること。

(3) 企画提案に関する書類

ア 企画提案提出書（様式第 5 号）に記名及び押印のうえ提出すること。

イ 企画提案書（任意様式）

(4) 参考見積書（任意様式）

仕様書及び提案内容に沿って積算基礎が明確な参考見積書を提出すること。

7 書類の提出先等

(1) 提出先：銚田市政策企画部政策秘書課

〒311-1592

茨城県銚田市銚田 1444 番地 1

電話 0291-36-7151（直通）

FAX 0291-32-4443

E-mail hisho@city.hokota.lg.jp

(2) 提出期限

ア 参加表明書：令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時まで（必着）

イ 企画提案書及：令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時まで（必着）
び参考見積書

(3) 提出にあたっての留意事項

ア 受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 提出方法は、持参または郵送とする。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

8 業務内容に関する質問

(1) 質問事項の受付

本業務及び仕様書等の内容に不明な点がある場合は、令和 7 年 5 月 13 日（火）午後 5 時までに質問事項を以下に示す提出先に電子メールで提出すること。

様式は任意とするが、質問者名と連絡先（電話、E-mail）を明記すること。

なお、口頭及び電話による照会には一切応じない。

提出先：銚田市政策企画部政策秘書課

E-mail hisho@city.hokota.lg.jp

(2) 質問回答等

質問内容及び回答については、随時市ホームページにて公表する。

9 プレゼンテーション及び審査会

(1) 実施日：令和7年5月26日（月）午前10時から予定

(2) 場所：銚田市役所

(3) 実施方法：非公開

(4) 持ち時間：各提案者30分程度（説明20分程度、質疑応答10分程度）とする。

(5) 説明者：本業務を担当する責任者とし、会場への入室は、説明者を含む2名以内とする。

(6) 説明は、提出した特定のテーマに関する業務提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできないものとする。パワーポイントで説明する場合は、本市が用意する次の資機材を使用することができる。

【机、椅子、電源、マイク、液晶モニター(75インチ)、HDMIケーブル】

10 評価方法

(1) 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる評価を厳正に行ったうえで、優先交渉権者として最優秀1者、次点1者を選定する。

(2) 評価結果については、後日すみやかにプレゼンテーションに参加したすべての提案者に文書にて通知する。

(3) 選定結果は、次に掲げる事項を公表するものとし、市ホームページに掲載する。この場合において、優先交渉権者として選定されなかった参加事業者と評価点の対応関係が明らかにならないよう配慮するものとする。ただし、選考対象が2社だった場合、優先交渉権者として選定されなかった参加事業者の評価点は公表しないものとする。

- ・業務名
- ・選定方法
- ・参加事業者名
- ・優先交渉権者
- ・評価点（参加事業者との対応関係は明らかにしない）

(4) 個別の選定結果は、候補者選定後にプレゼンテーション審査会に参加したすべての

提案者に対し、電子メールで通知する。

(5) 評価の経緯に関する質問には一切応じない。

1.1 無効となるプロポーザル

下記のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 本事業の限度額を超えた提案を行った場合
- (4) 審査委員と不正な接触をした場合
- (5) 著しく信義に反する行為をした場合
- (6) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (7) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) その他、この要領に違反した場合

1.2 契約の締結

- (1) 最優秀に選定された者（以下「最優秀者」という。）に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- (2) 提出された参考見積額の金額を上限として、最優秀者と見積合せを行い、契約書の取り交わしをもって契約が成立する。
- (3) 最優秀者との契約が成立しなかった場合には、次点に選定された者と交渉を行う。

1.3 その他

- (1) 応募に係る経費については、全額応募者負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、如何なる理由でも返却しない。
- (3) 評価結果の異議申し立ては受け付けない。
- (4) 企画提案書に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、提案者が受注者となった場合においては、提出した当該企画提案書等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる場合がある。